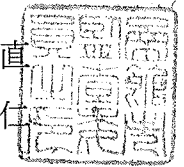


函館市監査公表第25号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年8月1日

函館市監査委員	山	田	潤	一
函館市監査委員	植	松		直
函館市監査委員	吉	田	崇	仁
函館市監査委員	阿	部	善	一



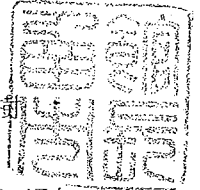
函 市 民

平成28年7月21日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	市民部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・ <u>その他（行政監査）</u>		
監査等実施期間	平成27年8月4日～平成28年3月25日	講評日	平成28年3月29日
調査対象事項名	市の刊行物について		
指摘事項、意見・要望事項			
ホームページとの連携において、大きなデータサイズのものについてはデータの分割やサイズの縮小等を行うことが適当である。			
措置内容、対応・考え方			
ホームページに掲載している対象刊行物について、全体版のデータを圧縮し、サイズを縮小するとともに、分割版をあわせて掲載することでダウンロードに要する時間を短縮し、利便性の向上を図ります。			